

有害鳥獣から農地を守りたいみなさまへ

○農地への鳥獣被害対策支援

制度区分	補助概要	補助対象経費	補助額
鳥獣被害防止対策助成	農地の鳥獣被害防止に関わる経費の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の圃場へ設置する電気柵、ネットフェンス、小型はこわななどの購入費 ※小型はこわなは町の許可を受けた者に限る ※補助対象経費の合計が10万円以上に限る 	対象経費の1/2 上限50万円

申請に必要な書類 ・ 交付申請兼請求書 ・ 領収書（写） ・ 購入した資材及び設置前後の写真
 岩手町では鳥獣対策用の爆音機を貸し出しています。（2台）
 ※数に限りがございますので、相談受付順にて貸し出します。

狩猟免許を取得し有害鳥獣駆除に取り組む方へ

農作物の鳥獣被害対策に取り組んでみませんか？

○狩猟免許取得&猟具調達支援

制度区分	補助概要	補助対象経費	補助額
新規狩猟免許取得助成	新規狩猟免許取得に関わる各種経費の補助 <ul style="list-style-type: none"> ・網猟免許 ・わな猟免許 ・第一種銃猟免許 ・第二種銃猟免許 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟試験の講習受講料 ・猟銃等所持許可の教習受講料 ・狩猟税、狩猟者登録料 ・猟友会加入費等 	負担した額の 全額
猟具等購入助成	猟具購入に係る経費の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・猟具、猟具購入用品の購入 ・保管庫（猟銃、弾装用）の購入 ・弾装の購入 ※補助対象経費の合計が10万円以上に限る 	対象経費の1/2 上限10万円

申請に必要な書類 ・ 交付申請兼請求書 ・ 確約書（新規狩猟免許取得の場合）
 ・ 領収書（写） ・ 購入した猟具の写真

補助対象者

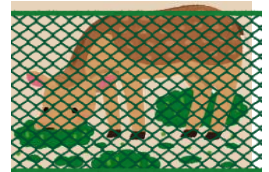
①補助金申請日現在の年齢が満65歳未満である方

②岩手町地区猟友会員及び岩手町鳥獣被害防止実施隊員となる方

※狩猟免許試験の日程については裏面をご確認ください

○問い合わせ先 岩手町農林課 林務畜産係

0195-62-2111（内線308・309）



令和6年度狩猟免許試験の実施について

第1 狩猟免許の種類

(1)網猟免許 (2)わな猟免許 (3)第一種銃猟免許(装薬銃) (4)第二種銃猟免許(空気銃)

第2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所	申請受付期間	備 考
第1回	7/21(日) 9時30分~17時まで	宮古市 岩手県立大学 宮古短期大学部	6/5(水)~6/19(水)	わな猟免許及び 第一種銃猟免許に限る
第2回	10/6(日) 9時~17時まで	滝沢市 岩手県立大学	8/21(水)~9/4(水)	網猟免許及び わな猟免許及び 第一種銃猟免許に限る
第3回	12/15(日) 9時~17時まで	滝沢市 岩手県立大学	10/30(水)~11/13(水)	わな猟免許及び 第一種銃猟免許及び 第二種銃猟免許に限る

第3 試験内容

狩猟免許試験は、①知識試験、②適性試験、③技能試験の計3種類からなり、知識試験は三肢択一の問題となっています。

知識試験・技能試験は70%以上の得点、適性試験は全ての項目について基準を満たせば合格です。

(1)知識試験

①鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 ②猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護 ③管理に関する知識

(2)適性試験

①視 力 ②聴 力 ③運動能力

(3)技能試験

①猟具の取扱い ②鳥獣の判別 ③距離目測(第一種銃猟免許・第二種銃猟免許のみ)

第4 受験手数料

網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許とも各1件、5,200円(ただし、他種免許所持者は3,900円)を、岩手県収入証紙で納付してください。

第5 申し込み先・問い合わせ先

盛岡広域振興局保健福祉環境部(Tel.019-629-6583) までお問合せ下さい。



有害鳥獣の捕獲について

わなを設置して鳥獣を捕獲するには、原則として狩猟免許が必要です。ただし、農業被害を防止する目的ならば、町の許可を得て自分の敷地内に設置することができます。捕獲できる鳥獣や罠の区分は表のとおりです。

区 分	設置できる罠	鳥獣の種類
免許や町の許可がなくても捕獲できる※	・小型のはこわな ・市販の粘着捕獲器等	ねずみ類、もぐら類
免許が無くても町の許可があれば捕獲できる※	・小型のはこわな	たぬき、ハクビシン等
捕獲には狩猟免許が必要	・くくりわな ・大型のはこわな ・囲いわな	イノシシ、ニホンジカ等

※捕獲可能な鳥獣の場合でもトラバサミ等危険なわなの使用はできません。